

令和7年度 指定管理者制度導入施設の管理運営状況について

港湾振興課

1 施設の概要等

施設名	広島地域マリーナ施設		
所在地	廿日市市木材港北4番地先等4地区		
設置目的	広島湾地域における放置艇対策の推進並びに海洋性レクリエーション活動の普及・振興 漁業と海洋性レクリエーションの共存、漁業の振興等		
施設・設備	廿日市ボートパーク(以下「廿日市BP」という。)、五日市プレジャーボートスポット(以下「五日市PBS」という。) 及び坂プレジャースポット(以下「坂PBS」という。)(海上艇置施設、駐車場等)並びに五日市漁港フィッシャリーナ (以下「五日市FA」という。)(陸上艇置施設、海上艇置施設、ビジター棧橋、上下架施設、駐車場、管理棟等)		
指定管理者	1期目	H28.4.1～R8.3.31	(株)ひろしま港湾管理センター
		H26.4.1～H28.3.31	小型船舶特定係留施設(廿日市BP、五日市PBS、坂PBS) :(株)ひろしま港湾管理センター
			五日市FA:(株)ひろしま港湾管理センター

2 施設利用状況

利用状況	年度		収容可能艇数	目標値 [事業計画]	艇置数	対前年度増減	対目標値増減 (達成率)
	1期	R7		1,371艇	810艇	736艇	△31艇
R6			1,371艇	810艇	767艇	△37艇	△43艇(94.7%)
R5			1,371艇	815艇	804艇	△7艇	△11艇(98.7%)
R4			1,371艇	815艇	811艇	45艇	△4艇(99.5%)
H28～R3平均			1,371艇	801艇	766艇	4艇	△35艇(95.6%)
	H26-H27平均		1,371艇	795艇	762艇	—	—
増減理由	五日市PBSの使用停止により一部は廿日市BPに移ったが、利用者の高齢化や海離れにより艇売却が増加したため艇置数が減少した。						

3 利用者ニーズの把握と対応

調査実施内容	【実施方法】	【対象・人数】
		施設利用者からの報告
	施設等巡回時の利用者からの意見聴取	施設の利用者等・約100人
	【主な意見】	【その対応状況】
調査実施内容	五日市PBS利用停止に伴う施設撤去調査の要望	五日市PBS施設の撤去について、広島県と打ち合わせを行った。
	五日市FA海上棧橋危険箇所の改修要望	五日市FA棧橋の危険箇所は一時利用停止とし、係船が必要な箇所は応急修繕を実施。艇の移動が不可能な11m棧橋区画は応急修繕とともに全体の更新を県と協議中。
	廿日市BP係船環の沈下の改善要望	廿日市BPの係船環は劣化が激しいため、令和7年度は30個を耐久性の高いものに交換した。
	マリーナ公園駐車場の混雑の改善要望	マリーナ公園駐車場の混雑要因の一つとなっている遊漁船乗客の乗降について、廿日市BPでの乗降禁止を呼びかけるとともに、五日市FAでの乗降許可を県と協議した。

4 県の業務点検等の状況

項目		実績	備考
報告書	年度	○	事業報告書、修繕実績報告書
	月報	○	入艇状況報告等
	日報(必要随時)	○	苦情、トラブル等について随時報告
管理運営定例会議(毎月)	【特記事項等】 ・施設の経年劣化が著しい。(五日市PBS) ・相当数の係船環の浮力体が摩耗して浮力が無い。(廿日市BP)		
現地調査(随時)	【指定管理者の意見】 ・五日市FAの海上棧橋は根本的な改修が必要である。 ・五日市PBSは、安全確保のためにも利用契約艇を廿日市BPに集約することになり、令和7年5月に利用を停止した。		
	【県の対応】 ・利用停止後の五日市PBSの取扱いについて指定管理者と協議を行った。		

5 県委託料の状況

(単位：千円)

	年度			対前年度増減		年度			
		金額	対前年度増減				金額	対前年度増減	
県委託料 (決算額)	1期	R7	0	0	料金 収入 (決算額)	1期	R7	196,669	△10,730
		R6	0	0			R6	207,399	△2,883
		R5	0	0			R5	210,282	3,907
		R4	0	0			R4	206,375	14,072
		H28～R3 平均	0	△98,188			H28～R3 平均	192,303	192,303
	H26～H27 平均※	98,188	—	H26～H27 平均※		—	—		

※平成26～27年度の平均は、五日市FAと広島港及び尾道糸崎港における小型船舶特定係留施設に含まれていた廿日市BP、五日市PBS及び坂PBSに係るものを合算したものである。

6 管理経費の状況

(単位：千円)

項 目		R7 決算額	R6 決算額	前年度差	主な増減理由等	
委託事業	収 入	県委託料	0	0	0	
		料金収入(※1)	196,669	207,399	△10,730	保管艇の減に伴う収入減
		その他収入	8,772	11,494	△2,722	駐車場・上下架施設等の施設使用料の減
		計(A)	205,441	218,893	△13,452	
	支 出	人件費	27,521	29,839	△2,318	職員の配置換による減
		光熱水費	2,520	2,257	263	
		設備等保守点検費	4,477	1,154	3,323	クレーン・リフト等の設備修繕の増
		清掃・警備費等	50,530	38,307	12,223	廿日市BP管理事務所設置に伴う業務委託費の増
		施設維持修繕費	28,544	16,429	12,115	廿日市BP管理事務所設置に係る設備投資等
		事務局費	12,946	10,405	2,541	減価償却費の増
その他		565	8,782	△8,217	租税公課の減	
計(B)	127,103	107,173	19,930			
収支①(A-B)		78,338	111,720	△33,382		
自主事業 (※2)	収 入(C)	446	484	△38		
	支 出(D)	0	0	0		
	収支②(C-D)	446	484	△38		
合計収支 (①+②)		78,784	112,204	△33,420	(うち県への納付金額83,424千円) (R7) ※3	

※1 利用料金制：公の施設の使用料について、指定管理者が直接使用料等を収入することができる制度。
指定管理者の自主的な経営努力を發揮しやすくする効果が期待され、地方公共団体及び指定管理者の会計事務の効率化が図られる。

※2 自主事業：指定管理者が自らの責任で、更なる施設サービスの向上のために提案・実施する事業

※3 資本費相当額：県が負担した施設の整備費を収益から負担金として納付されている。

7 管理運営状況

項目		指定管理者 (事業計画、主な取組、新たな取組など)	県の評価
施設の効用發揮	○施設の設置目的に沿った業務実績	<p>広島はつかいち大橋の工事現場付近等危険海域を利用者に情報提供し、海上パトロールを増加し航行の安全に注力した。</p> <p>航行安全管理担当者を配置し、台風等の異常気象時には、五日市FAを避難港として受入れ、安全確保に努めるとともに、定期的に航路の巡回実視を行い、浮遊物の撤去、廿日市BPの係船区画毎に「港内徐行」の掲示をし、引き波走行注意を徹底した。</p> <p>広告掲載やボート免許に係る講習を開催し、新規顧客の開拓とマリーナへの集客を図った。</p> <p>県の放置艇対策に呼応し、係留保管場所の届出制度の周知を行った。</p>	<p>施設周辺における航行安全の確保に取り組むとともに、異常気象時に避難港となる等航行の安全確保に寄与している。</p> <p>県の係留保管場所の届出制度の周知を行うなど、県の放置艇対策に寄与している。引き続き放置艇の受け皿の機能を果たしてもらうよう連携していく。</p>
	○業務の実施による、県民サービスの向上		
	○業務の実施による、施設の利用促進		
	○施設の維持管理		
管理の人的物的基礎	○組織体制の見直し	<p>廿日市BPに管理事務所を設置し、迅速な対応ができるようになった。</p> <p>五日市FA管理事務を効率的に行うため、事務委託業者と当社間のリレーションの仕組み(業務同期システム)を令和6年度に引き続き令和7年度も継続した。</p> <p>修繕作業の内製化を図り、より効率化(コストを削減しより多くの修繕を実施)した。</p>	<p>五日市FA管理事務に係る事業者との連携に加え、廿日市BP管理事務所を設置することで、より迅速で効率的な体制を構築している。</p> <p>修繕及び清掃等の一部を直営で対応することにより、経費の縮減に努めている。</p>
	○効率的な業務運営		
	○収支の適正		
総括		<p>施設の広報活動を継続して入艇増加に努めたが、コロナ影響のアウトドア特需は落ち着き、入艇数はコロナ以前の艇数まで減少した。効率的な運営をより一層図って、修繕費用の捻出、収支の維持に努めた。</p>	<p>施設の広報活動を継続して入艇増加に努めるとともに、修繕費用の捻出や収支維持のため、効率的な運営が図られている。</p>

8 今後の方向性(課題と対応)

項目	指定管理者	県
短期的な対応 (令和8年度)	<ul style="list-style-type: none"> ○施設の状況把握に努め、安全性の著しく低下した危険箇所は利用停止措置を取る。 ○マリンレジャーのツール・マナーの啓発活動(機関誌発行・安全講習会等)を強化する。 ○廿日市BPに設けた管理事務所を軌道に乗せて緊急修繕や苦情対応を迅速に実施する体制を整える。 ○令和8年4月から、五日市FAにて廿日市BPの遊漁船の乗り入れを許可する。(フィッシングステーション) 	<ul style="list-style-type: none"> ○施設利用の促進や啓発活動に係る指定管理者の取組に対する支援・助言を行う。 ○廿日市BPの管理事務所の設置や五日市FAでの自主事業の実施について、指定管理者と連携し、利用者サービスを向上し、施設が適正に管理されるよう取り組む。
中期的な対応	<ul style="list-style-type: none"> ○係留保管艇の届出制度の周知を推進し、放置艇受入施設としての充実を図る。 ○五日市FAの位置づけ(漁港施設としての目的)に沿った本来の利用価値のある施設とする。 ○県民を対象にマリンレジャーを楽しむ企画(体験試乗会・新艇試乗会等、免許教室)を充実させ、裾野の拡大と入艇数の増につなげる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○指定管理者と連携を図りながら、施設の更新・修繕計画の策定を行う。 ○県民に対する海洋性レクリエーション活動の普及に向けた取組への協力を行う。